

建築基準法に基づく許可の続きの流れ（第48条、第51条、市街地環境設計制度除く）

建築計画の検討	建築基準法、横浜市建築基準条例、宅地造成等規制法、都市計画法、その他関係法令等を踏まえ、計画してください。	
↓		
事前相談書の提出	建築許認可事前相談票 [*] を頭紙にして、以下の添付書類を添えて提出してください。 添付書類：都市計画図（ i-マップ でも可）、案内図、配置図、平面図、立面図、その他必要な図書等	
↓		
許認可準備会議 <原則毎週水曜午後>	許可基準や包括同意基準の適合状況や計画内容の確認をします。 会議結果は担当者から連絡します。	
↓		
各課等調整	許認可準備会議での指摘事項等を踏まえ、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。 （注）第44条に基づく許可は、 アーケード等連絡協議会（PDF:356KB） での協議が必要です。	
↓		
建築幹事会事前会議 （案件確定会議） <原則毎月第4水曜>	翌月の建築幹事会に付議できるかを判断します。 事前に担当者と調整したうえで、 <u>建築幹事会用資料</u> （「建築審査会・幹事会用資料の作成について」参照）、許可申請概要書 [*] をデータ提出してください。	包括同意基準に該当する場合は、省略
建築幹事会 <原則月1回>	開催日の7日前までに <u>建築幹事会用図書</u> 、許可申請概要書 [*] をデータ提出してください。	
各課等調整	建築幹事会での指摘事項等に関して、関係各課との協議も含めて計画内容の調整をしてください。	
↓		
関係法令等の諸手続	許可申請までに <u>関係法令等の諸手続</u> きを済ませてください。	
↓		
許可申請書の提出	<u>建築審査会開催の3週間前までに</u> （包括同意基準案件については関係法令等の諸手続きが終了後適宜）、以下の必要書類をA4判ファイルに綴じて3部（正・副・消防用）提出してください。申請時に <u>建築基準法に基づく許認可の手数料</u> が必要となります。 必要書類：許可申請書 [*] 、許可申請概要書 [*] 、事前相談時と同様の図書、 関連法令等諸手続の写し、委任状、その他必要図書	
↓		
建築審査会 <原則月1回>	事前に担当者と調整したうえで、 <u>建築審査会の7日前までに</u> 建築審査会用図書（データ及び傍聴用紙資料2部）を提出してください。	包括同意基準に該当する場合は、省略（建築審査会には事後報告）

↓（次ページあり）

<p>許可通知</p>	<p>事務処理（決裁、消防同意等）の後、許可通知書を交付します。 受取の際に、建築審査会用図書データのデータを保存したCD-R等をご提出ください。 建築審査会包括同意基準に該当するものは、問題がなければ許可申請からおおむね2週間で許可になります。</p>
↓	
<p>建築確認申請</p>	<p>許可通知書副本を添付して確認申請窓口に提出してください。 なお、図書に変更が生じた場合は、確認申請等の前に協議をお願いします。</p>
↓	
<p>変更申請</p>	<p>変更（軽微と認められるものに限る）がある場合は、計画変更承認※手続が必要となります。</p>
↓	
<p>工事完了</p>	<p>工事完了前に現地の確認をさせていただく場合があります。 (検査済証は建築確認検査担当窓口で交付となります。)</p>

※書式を「書式ダウンロード」の項目からダウンロードできます。